

議案第5号

平成24年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 予算

平成24年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119,980千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成24年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,558 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,558
2 繰 越 金		21,660
	1 繰 越 金	21,660
3 諸 収 入		95,762
	1 県 預 金 利 子	493
	2 貸 付 金 元 利 収 入	94,962
	3 雑 入	307
歳 入	合 計	119,980

歲 出		
款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		119,980 ^{千円}
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	119,980
歲 出 合 計		119,980

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成25年度から 平成29年度まで	123,672 ^{千円}